

# 青森県報

第四千四百五十八号

平成三十年  
六月四日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

○生活保護法による介護機関の指定	健康福祉課	一
○右	同	一
○生活保護法による指定介護機関の休止の届出	同	二
○右	同	二
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	同	二
○右	同	二
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	同	三
○右	同	三
○生活保護法による施術者の指定	同	三
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	同	四
○右	同	四
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出	同	四
○右	同	四
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出	同	五
○右	同	五

○右	同	六
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の指定	同	六

### 公 告

○大規模小売店舗の変更の届出	商工政策課	六
○右	同	七

### 告 示

### 示

#### 青森県告示第四百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地	管理指導		
株式会社民友薬品	弘前市大字扇六町一丁目一の	居宅療養管理指導	名 称	
			みんゆう薬局 黒石病院前店	
			所在地	
			黒石市北美町一丁目七四の	
			平成	
			三〇・三・一	

#### 青森県告示第四百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社民友薬品	名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
	介護予防事業の種類					
弘前市大字扇六町一丁目一の三		介護予防事業の種類	みんゆう薬局黒石病院前店		黒石市北美町一丁目七四の	平成三〇・三・一

青森県告示第四百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人愛成会	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
	居宅介護事業者					
弘前市大字豊原一丁目一の三		訪問看護	訪問看護ステーション自由ヶ丘		弘前市大字金属町五の三〇	平成三〇・四・一

青森県告示第四百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人愛成会	名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
	介護予防事業の種類					
弘前市大字豊原一丁目一の三		訪問看護	訪問看護ステーション自由ヶ丘		弘前市大字金属町五の三〇	平成三〇・四・一

青森県告示第四百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社あうら	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業の種類	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
	居宅介護支援事業者					
青森市幸畑二丁目六の一〇		居宅介護支援センターなみのこ	むつ市松原町二九二の一〇		弘前市大字鬼沢字山ノ越二四九	平成三〇・三・三一

青森県告示第四百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	名 称	居宅介護事業者
主たる事務所の所在地	弘前市大字城東中央三丁目四の二スカイタウン弘前四〇二号	主たる事務所の所在地	十和田市東一番町六の五一
事業の種類	訪問看護	事業の種類	訪問介護
名 称	ふくしまクリニックス	名 称	J A 十和田ホームヘルスケアセンター「さずな」
所 在 地	平川市小和森二取二三の二	所 在 地	十和田市大字三本木字一本木沢一丸の二サビズ付高齢者住宅「さずな」内
廃止年月日	平成二七・三・三一	廃止年月日	三〇・三・三一

青森県告示第四百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者	名 称	介護予防事業所
主たる事務所の所在地		所 在 地	
事業の種類	介護予防	廃止年月日	

平成三十年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社エコー	十和田市東一番町六の五一	介護予防	J A 十和田ホームヘルスケアセンター「さずな」	十和田市大字三本木字一本木沢一丸の二サビズ付高齢者住宅「さずな」内	平成三〇・三・三一
---------	--------------	------	--------------------------	-----------------------------------	-----------

青森県告示第四百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	廃止年月日
名称	名称	
主たる事務所の所在地	所 在 地	
社会福祉法人桜木会	中央サポートセンター「さくらぎ」	平成三〇・三・三一
むつ市中央二丁目一三の一五	むつ市中央二丁目五の二八	

青森県告示第四百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
-----	--------	---------	-------

小笠原 史洋	たつく接骨院	弘前市大字田園四丁目の一	平成三〇・四・九
--------	--------	--------------	----------

青森県告示第四百二十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	株式会社民友薬品	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	指 定 年月日
	主たる事務所の所在地	弘前市大字扇町一丁目一の六			
居宅介護事業者	名 称	みんゆう薬局黒石病院前店	居宅介護事業所	指 定 年月日	平成三〇・三・一
	所在地	黒石市北美町一丁目七四の二			

青森県告示第四百二十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名 称	株式会社民友薬品	介護予防事業の種類	介護予防事業所	指 定 年月日
	主たる事務所の所在地	弘前市大字扇町一丁目一の六			
介護予防事業者	名 称	みんゆう薬局黒石病院前店	介護予防事業所	指 定 年月日	平成三〇・三・一
	所在地	黒石市北美町一丁目七四の二			

青森県告示第四百三十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	社会福祉法人愛成会	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	休 止 年月日
	主たる事務所の所在地	弘前市大字豊原一丁目一の三			
居宅介護事業者	名 称	訪問看護ステーション自由ヶ丘	居宅介護事業所	休 止 年月日	平成三〇・四・一
	所在地	弘前市大字金属町五の三〇			

青森県告示第四百三十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二



の例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者	
	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類
株式会社エコー	十和田市東一番町六の五一	介護予防訪問介護
名 称	介護予防事業所	
	所在地	廃止年月日
J A 十和田 おいらせ ホームヘル プステーション「さ ずな」	十和田市大字三本木字一本木沢一十九の二一 スリゾート「さずな」内	平成 三〇・三・三一

青森県告示第四百三十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護支援事業者	
	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所
名 称	所在地	廃止年月日

社会福祉法人桜木会	むつ市中央二丁目一三の一五	中央サポートセンターさくらぎ	むつ市中央二丁目五の二八	平成 三〇・三・三一
-----------	---------------	----------------	--------------	---------------

青森県告示第四百三十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十五条第一項の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
小笠原 史洋	たつく接骨院	弘前市大字田園四丁目一の一	平成三〇・四・九

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン安原ショッピングセンター  
 弘前市大字泉野一丁目四の二外  
 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 一 代表取締役 白石正	三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 一 代表取締役 柳井隆博	変更 年月日
変更後	株式会社コムネット 宮城県東松島市矢本字北浦九七の 二 代表取締役 志摩恵章	変更なし	平成 元・六・二九

三 届出年月日

平成三十年五月十四日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成三十年六月四日から同年十月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ  
 る。

1 提出期限

平成三十年十月四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
 (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース・かんぶん上北町店

上北郡東北町旭北一丁目六八〇の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

2 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 変更しようとする事項

区分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の設置に関する事項	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	三か所（位置は、届出書添付図面のとおりに）	平成 三・八・一
小売店舗の施設の運営方法に関する事項	三か所（位置は、届出書添付図面のとおりに）	四か所（位置は、届出書添付図面のとおりに）	

四 届出年月日

平成三十年五月十七日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び東北町役場

2 期間

平成三十年六月四日から同年十月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、東北町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

平成三十年十月四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭